

茨城県報 号 外

昭和51年4月13日

火 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

公 告

●危険物取扱者の試験

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定に基づき、昭和51年度第1回危険物取扱者試験を次により行う。

昭和51年4月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和51年度第1回危険物取扱者試験

1. 試験の種類

乙 種(全類)危険物取扱者試験

丙 種 危険物取扱者試験

2. 試験の日時及び場所

(1) 日 時 昭和51年6月13日(日)

試 験 の 種 別		時 間
乙 種	1 種類受験する者	10.00 ~ 11.45
	2 "	10.00 ~ 12.00
	3 "	10.00 ~ 12.15
	4 "	10.00 ~ 12.30
	5 "	10.00 ~ 12.45
	6 "	10.00 ~ 13.00
丙 種		10.00 ~ 11.30
乙種受験者のうち一部学科免除の者		10.00 ~ 10.30

(2) 場 所 1. 水戸試験会場

イ 水戸市笠原町1294 茨城県立緑岡高等学校

ロ 水戸市緑町2-1-2 水戸消防本部大会議室(予備)

2. 日立市若葉町3-15-1 茨城県立日立第一高等学校

3. 土浦市文京町3-8 土浦市立土浦第一中学校

4. 下館市下中山590 茨城県立下館第一高等学校

5. 鹿島郡鹿島町宮中2561 茨城県立鹿島高等学校

(うえのいずれかの希望地で受験することができます。ただし、受験願書受理後の変更は、認めません。なお、水戸試験会場を希望するものについては、消防防災課で決定しますので、イ、ロのところには○印をしないこと。)

3. 受 験 資 格

(1) 乙種危険物取扱者試験

許可をうけた危険物の施設において、6ヵ月以上、受験しようとする類の実務経験を有する者

(2) 丙種危険物取扱者試験

実務経験はいりません。

4. 受験願書の受付期間

昭和51年4月21日(水)から5月10日(月)まで

5. 試 験 科 目

試験は、次の科目について行います。

○乙種危険物取扱者試験

(1) 基礎物理学及び基礎化学

ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

イ 危険物の取扱作業に関する必要な基礎化学

ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ア すべての種類の危険物の性質に関する概論

イ 第1類から第6類までのうち、受験に係る類の危険物に共通する特性

ウ 第1類から第6類までのうち、受験に係る類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

エ 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

オ 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

○丙種危険物取扱者試験

(1) 燃焼及び消火に関する基礎知識

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ア 丙種危険物取扱者の取り扱うことができる危険物の性質に関する基礎知識

イ 丙種危険物取扱者の取り扱うことができる危険物の火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

6. 試験の方法

乙種、丙種いずれも筆記試験(択一式)

7. 受験科目の免除

○乙種危険物取扱者試験

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の種類の乙種危険物取扱者試験を受けようとする者は、うえの5の乙種危険物取扱者試験の試験科目のうち、(1)の基礎物理学及び基礎化学及び(3)の危険物に関する法令を免除します。
- (2) 第1類又は第5類の危険物に係る乙種危険物取扱者試験を受ける者であつて、火薬取締法第31条第1項の規定による甲種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、前記試験科目のうち(1)のア及びイ並びに(2)のイ及びエの試験科目を免除します。

○丙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験については、試験科目の免除はありません。

なお、丙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が、乙種危険物取扱者試験を受ける場合も、試験科目の免除はありません。

8. 受験手続

(1) 受験するときの提出書類

○乙種危険物取扱者試験

- ア 受験願書
- イ 事業主の実務経験証明書(願書に記載された方法で行うこと。)
- ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cmで願書提出前6カ月以内に撮影したものを願書にちよう付すること。)
- エ うえの7によつて、受験科目が免除される者にあつては、すでに取得している免状を証明する書類(願書に記載された方法で行うこと。)

○丙種危険物取扱者試験

- ア 受験願書
- イ 写真(うえの乙種危険物取扱者試験と同じ。)

(2) 受験手数料

- ア 乙種危険物取扱者試験一種類につき 1,000円
- イ 丙種危険物取扱者試験 800円

うえの金額の手数料を、茨城県収入証紙でもつて、受験願書の手数料欄(消印しないこと。)にちよう付すること。

なお、この手数料は、申込の取消し又は受験しなかつた場合でも返還しません。

(3) 受験願書の提出

試験を受けようとする者は、受験願書、実務経験証明書、受験票、合格通知書等、提出書類に定められた事項を楷書ではつきりと記入し、茨城県総務部消防防災課(居住地を管轄する市町村のうち消防本部設置の場合は消防本部、未設置町村は役場を経由してもよい。)に提出すること。

(郵送の場合は、5月10日の消印のあるものまで有効とします。)

なお、受験願書が受理されたものについては、6月7日までに着くよう受験票を送付しますから、それまでに届かない場合は必らず消防防災課へ電話(0292-21-8111)で連絡してください。

9. 合格者の決定及び発表

(1) 決 定 方 法

各試験とも、各試験科目の成績が一定の合格点に達したものを合格者と決定します。従つて、各試験科目のうち、いずれかにおいて一定の水準点に達しない者は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格とします。

(2) 発 表

昭和51年7月1日茨城県総務部消防防災課において掲示し、合格者のみ文書で通知します。

10. そ の 他

(1) 受験願書等の用紙は、消防防災課、消防本部、町村役場に請求すること。なお、書類を郵送で請求する場合は、あて先を明記し、郵便切手50円をちょう付した返信用封筒を同封すること。

(2) 試験当日、受験会場には、駐車場の準備はありません。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所